

令和8年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第2回 定例会（第1号）

招集年月日	令8年 6月 1日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和8年 6月 1日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散 会	令和8年 6月 1日 午前 10時59分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	簀 根 正 一	○

会 議 録 署 名 議 員	1 2 番	簗 根 正 一	1 番	唐 溪 悦 子
地方自治法第 1 2 1 条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	志 村 幸 恵
	教 育 長	坂 井 務	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	三 上 智 央	建設課長	吉 村 猛
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	永 妻 孝 司
	活気あふれる町づくり課長	直 井 眞 玉	教育課長	石 田 圭 司
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 8 年美郷町議会第 2 回定例会議事日程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第 1 号 令和 7 年度美郷町一般会計繰越明許費について
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【一般事件案】 議案第 4 0 号 美郷町副町長の選任について 議案第 4 1 号 美郷町固定資産評価員の選任について
6	議案の上程、説明 【条例案】 議案第 4 2 号 美郷町犯罪被害者等支援条例の制定について 議案第 4 3 号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 4 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 4 5 号 令和 8 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 6 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

【一般事件案】

議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 5 1 号 財産の取得について

議案第 5 2 号 財産の取得について

議案第 5 3 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 5 4 号 美郷町未来へ繋ぐまちづくり計画の策定について

議案第 5 5 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 6 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 7 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 8 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 5 9 号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第 6 0 号 美郷町農業委員会委員の任命について

(開会 午前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただいまから令和8年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・旗根議員1番・唐溪議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日から9日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から9日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、6点報告をいたします。

1点目に、今年度から事業を実施しております尿で分かるがんリスク検査「マイシグナル」助成事業について申し上げます。特定健診等の受診率向上を目的として、その対象である40歳から74歳までの方に対し試験的实施として、100人の定員枠で募集を行いましたところ、それを大きく上回る283人の申込みをいただきました。健診への関心の高まりや、受診行動につながるきっかけとしての意義や事業へのニーズの高さを改めて認識をしたところです。特に、申込み者のうち国保加入者が100人いらっしゃり、そのうち、特定健診等の過去3年間未受診者が21人、また、胃がん検診未受診者は50人、肺がん検診未受診者は24人が含まれているなど顕著な成果が表れています。次に、特定健診受診率の向上の効果について申し上げます。昨年度特定健診は対象者505人に対し受診者が252人、未受診者253人、受診率は49.9%でした。これをもとに推計しますと、未受診者253人のうち過去3年間未受診者21人が受診されることとなり、未受診者の掘り起こし率は、21人割る253人で、約8.3%に相当します。それにより、特定健診の全体の受診率も49.9%から54.1%程度まで上昇する見込みです。これまでの受診勧奨・PRだけでは、実際の受診につながらなかった方について、この事業により、アプローチができ、行動を起こしていただけたものと考えています。また、総合病院がない美郷町において、町内の診療所で尿を採集するだけで、時間的・身体的な負荷が小

さく、充実した内容のがん検査ができることは、町民の健康づくりに大きく資するものであり、町民の方から大きな反響をいただいたものと考えております。これまで受診勧奨に力を入れてまいりましたが、残念ながら、なかなか受診率向上につながっておりませんでした。しかし、マイシグナル助成事業へ想定を大きく上回る多数の申込みをいただき、明らかに受診率向上の効果があることが分かりました。そのため、当初は100人を超える申込みがあった場合、抽選をして、100人とするとしておりましたが、検討した結果、本年度は全申込み者を助成の対象としたいと考えています。これらの概要につきましては、別途資料を配信していますので、ご覧いただければと思います。関連予算につきましては、この度の議会に補正予算として提出をさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。今後も、疾病の早期発見、早期治療や健康寿命の延伸、ひいては医療費の適正化に資するよう取り組んでまいりたいと思います。

2点目に、美郷町とマス村との交流事業、バリ島マス村訪問団について申し上げます。8月17日から22日の日程で、バリ島マス村訪問団によるインドネシアバリ島マス村への訪問を計画をしています。募集を行ったところ、中学3年生は、邑智中学校4人、大和中学校3人の計7人、一般は6人、合わせまして13人の参加希望をいただきました。昨年、6人でしたので、倍増をしております。中学3年生は、マス村での文化体験や、中学生同士の交流、在デンパサール日本国総領事館や、バリ日本語補習授業校の訪問など、マス村との友好親善を図ってもらうことはもちろん異文化理解と国際感覚の醸成につながるプログラムを計画をしています。また、今年は一般参加に多く申込みをいただいています。様々な取組みを通じ、バリ文化に関心を持たれる方が増えてきているのではと感じており、バリ文化の理解を一層深めていただけるよう、プログラムの内容を工夫をしたいと思います。引き続き、様々な事業により、バリの町づくりへの理解促進と機運盛り上げに取り組んでまいりたいと思います。

3点目に、潮温泉施設と潮交流研修宿泊施設の次期指定管理者の公募準備としてのサウンディング調査の実施について申し上げます。両施設の、令和9年度以降の指定管理候補者の選定に係る公募の準備として、5月11日から6月19日まで、サウンディング調査を実施をしています。この調査は、一般的な市場調査型のサウンディングとは異なり、施設見学や町との意見交換等を通じて、状況、課題等を理解していただいた上で、応募を検討していただくことを目的としています。これまでのところ、3事業者に参加をいただき、今後も事業者の参加を予定をしています。町としましても、事業者との意見交換等を参考として、公募にあたっての仕様などの検討を進めてまいりたいと思います。

4点目に、令和8年度総務省中国総合通信局局長表彰の受賞について申し上げます。この表彰は、毎年6月の電波の日、情報通信月間にあたり、電波の有効利用や、情報通信分野の発展に多大な貢献をした団体等に総務省中国総合通信局より授与されるもので、本日6月1日、広島市にて表彰式が開催をされます。本年度の自治体の表彰は、管内美郷町だけであり、ICTを活用した様々な取組みや、自動運転の実証事業、光ファイバー網の整備など、これまでの情報通信基盤の整備と、それを活用した地域課題の解決に向けた取組みを高く評価をいただいています。情報通信技術を活用した取組みは、人口減少や高齢化が進む中山間地域こそ、より効果を発揮し、課題解決に資するものと、考えています。今回の受賞を励みに、引き続き役立つデジタル技術を活用し、町民の暮らし

の不便の解消を初め、様々な課題解決などに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

5点目に、美郷町公式LINEの登録者の2万人突破について申し上げます。4月20日に、美郷町公式LINEの登録者が2万人を突破しました。町の人口4000人弱に対する登録者数2万人は、全国的にみて群を抜いており、登録者数の人口比は、全国自治体の中で、第2位となっています。県内の自治体でも、公式ラインの登録者数は、登録者数が2万人を超えているのは、人口約17万人の出雲市と美郷町の2自治体だけとなります。美郷町では、他自治体に先駆けてLINEを活用し、充実した内容の情報発信や電子申請など利便性の向上に努めており、そうした取組みが、登録者数の増加につながっていると考えています。引き続き、町民や町外の方のニーズに応じてサービスを充実をさせ、町民の暮らしに役立てることに加え、町外への情報発信力を強化してまいりたいと考えています。

6点目の工事発注状況につきましては、2月下旬から5月下旬までの状況を、別途配信をしておりますので、ご確認をいただければと思います。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、報告事項を議題といたします。報告事項は1件であります。

報告第1号の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

報告第1号、令和7年度美郷町一般会計繰越明許費について、ご説明をいたします。地方自治法施行令第146条第2項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないと規定されておることから、この度報告をいたすものです。昨年3月の第1回定例会での当初予算、本年3月の第1回定例会の補正予算第6号及び第7号、3月31日専決予算において、令和8年度への繰越限度額を、6億862万2000円としてご承認をいただきました24の事案のうち、広報みさと印刷業務を除く23の事業について、いずれも、事業の承認額の範囲内で繰越しをさせていただいており、総額は5億9027万3655円となります。それぞれの財源につきましては、計算書の財源内訳のとおりです。以上で、報告第1号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時44分)

(再開 午前 9時45分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第 5、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案のうち、一般事件案 2 件について審議を行います。

初めに、議案第 40 号を上程いたします。提案の理由を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは議案第 40 号の副町長の選任について、提案理由を申し上げます。副町長山根啓史氏の任期満了にあたり再任の同意をお願い申し上げます。山根氏は、令和 4 年 6 月に産業振興課長から副町長に就任をされ、この 1 期目の任期中、私の補佐役として重要施策の推進や課題対応などで、リーダーシップ、調整力を発揮をしていただきました。幅広い行政分野の知見に加えて優れて人柄で職員や町内はもちろん町外の関係機関等からも厚い信頼を得ています。この間、進めてまいりましたみさと農業再生プランや美郷町商業活性化賑わい創出事業、みさとと。Pay の活用や、都賀長藤活動拠点の整備、また、本議会に提出をしております総合計画、総合戦略の策定などの取り組みでは、その手腕を十分に発揮をされ、町政全般にわたり、精力的に取り組んでいただいています。現在、町は人口減少問題を最優先課題に町民の暮らしや町の将来に向け「人口減少に打ち勝つ」「町に活気を創り出す」ための様々な施策を推進しており、そのためには、山根副町長の手腕が必要と考えています。引き続き、副町長として、町政発展のために、活躍をしていただきたいと思います。議案内容につきましては、総務課長から説明をいたします。議員の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは上程いただきました議案第 40 号について説明申し上げます。副町長に引き続き山根啓史副町長を選任したく、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものです。提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。副町長として、まさに適任の方でございます。氏名、生年月日などは、議案のとおりで、任期は令和 8 年 6 月 15 日から 4 年間です。経歴の概要は、別途配信しております参考資料をごらんくださいませ。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第 40 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。議案第 40 号について討論を許します。

まず、反対討論はありますか。
(なしの声)

●原議長

次に、賛成討論はありませんか。
(なしの声)

●原議長

いずれも討論はないようですので、討論を終わります。
これより採決に入ります。
お諮りします。

議案第 40 号、美郷町副町長の選任について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

●原議長

全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第 41 号を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは、上程いただきました議案第 41 号について、説明申し上げます。地方税法第 404 条の固定資産評価員に副町長の選任と同じく、引き続き山根啓史元副町長を選任したく、同法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものです。固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、市町村長による価格の決定を補助する職務を行うものです。山根副町長の氏名、生年月日などは、議案書のとおりでございます。引き続きご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。議案第 41 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。
これより討論に入ります。
議案第 41 号について討論を許します。
まず、反対討論はありませんか。
(なしの声)

●原議長

次に、賛成討論はありませんか。
(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 41 号、美郷町固定資産評価委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

●原議長

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休 憩 午 前 9 時 5 1 分)

(再 開 午 前 1 0 時 0 0 分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

日程第 6、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております残りの議案は、条例案 3 件、予算案 3 件、一般事件案 13 件の 19 件であります。議案第 42 号から議案第 60 号までの 19 議案を一括上程をいたします。

初めに、議案第 42 号から議案第 44 号までの条例案 3 件について順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは、上程いただきました議案第 42 号の美郷町犯罪被害者等支援条例の概要について、ご説明申し上げます。この条例は、犯罪被害者等基本法第 5 条で定める地方公共団体の責務を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や、その支援に係る基本事項を定めて、被害の軽減等を図り誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし制定するものです。2 ページ目をごらんください。第 1 条は、この条例の目的を定めており、内容は、先ほど申し上げましたとおりです。第 2 条につきましては、この条例中で使用する用語について、それぞれの定義を定めています。第 1 号から第 7 号までで、犯罪行為、犯罪等、犯罪被害者等、関係機関等、町民等、事業者、そして、二次被害の用語の定義いたします。定義の内容はごらんのとおりですが、これらは、関係法令や他の事例と同様の概念としております。次に、2 ページ目の下から 3 ページにかけてをごらんいただければと思います。第 3 条では、犯罪被害者等の支援にあたっての 4 つの基本理念として、1 つ目に、被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨とすること。2 つ目に、被害の状況や原因、そして被害者の方が置かれている状況などの事情に応じて適切に支援

を行うこと。そして、二次被害が生じることのないよう十分配慮すること。3つ目に、被害に遭われた方の平穏な生活のため、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨とすること。4つ目に、町や関係機関、町民、事業者等の連携によって、連携協力によって推進することを定めます。第4条から第6条にかけましては、この基本理念を踏まえた町、町民と事業者の役割として、第4条では、町は、関係機関と連携し、被害者等の支援に関する施策を推進すること。第5条では、町民等は、被害者が置かれている状況やその支援の重要性、また、町等の実施する施策に関して理解を深め、被害者の方の孤立や二次被害が起きないよう十分配慮するよう努めること。第6条では、事業者は、町民等と同じく被害者等が置かれている状況等の理解を深め、町等の施策への協力に努め、その事業活動において、二次被害が生じることのないよう配慮することを定めます。3ページ目の下から4ページ目にかけてを御覧いただければと思います。第7条では、町の主な支援策、方法について、1つ目は、被害者等が直面する問題に対する必要な情報の提供、また、関係機関との連絡調整を行うこと。2つ目として、被害者等が安心して日常生活を送れるよう、その状況に応じて、住宅への入居、町営住宅等への入居の配慮などの支援を関係機関と連携して行うこと。3つ目は、二次被害の防止のため、個人情報適切に取扱い、それに必要な措置、支援を行うこと。4つ目は、被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支出することを定めます。第8条では、犯罪被害者等の支援の理解の促進を図るため、その支援の重要性や二次被害防止などの啓発を行うことを定めます。そして、第9条では、支援を行わないことができる場合を定めます。犯罪被害者等が犯罪を誘発したなど、社会通念に照らして、公的機関が支援を行うことが適切でない場合には、支援を行わないことができることを定めます。条例の施行日につきましては、公布日からいたします。その他、参考補足事項を申し上げておきます。警察庁、県、県警本部でおかれては、市町村におけるこうした支援条例の制定について、強く推進されており、直接要請もいただいています。支援策が、市町村の業務と関連するものが多く、その支援にあたっても、国・県を初め関係機関と市町村の連携が重要になります。この条例制定により、こうした機関等との組織的な連携の強化を図ることができるようにもなります。いつ誰が犯罪被害に遭ってもおかしくはなく、こうしたことを踏まえて、早急に条例を制定しようとするものです。なお、本件条例の提出にあたっては、県警本部、所轄警察署と協議して提出いたしております。そして経済的支援を行うとして定めておる見舞金について申し上げます。県や全国の事例の傾向参考としまして、ほぼ同じ内容、水準で考えております。金額については、遺族給付金30万円、重傷病の場合は10万円、性犯罪被害者の場合は10万円、また、精神療養の方は5万円と想定しており、対象者については、県で定めておられる見舞金と同様の考えと方とする想定です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、上程いただきました議案第43号の美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。この改正は、人事院規則の改正を踏まえ、災害時に業務にあたる場合の災害応急作業等手当について所要の改正を行うものです。具体的な内容は新旧対照表をごらんいただければと思います。1つ目は、災害現場等における手当です。応急作業、調査等について、1080円を1440円とし、巡回や監視などについては、710円を950円とします。これは、第10条第1項第1号のアとイの改正が該当します。2つ目は、それら以外の災害対応関連の手当です。避難所運営や罹災

証明書の交付のための被害状況の調査について、710 円を 950 円とします。これは、第 10 条第 1 項第 2 号の解消が該当します。これらの改定額は、人事院規則と同額としており、また施行期日については、公布日といたします。以上で議案第 43 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 44 号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、国が子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新たに創設をされました子ども・子育て支援納付金分の賦課額の算出に用います税率や税額等を規定するため、所要の改正を行うものでございます。従来、国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つの区分で課税をされておりますが、新たに子ども・子育て支援納付金分が追加をされることになります。また、賦課の方式は、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の 3 方式とされているため、同子ども・子育て支援納付金につきましても、同様の扱いとなります。本制度が、扱いとなりますが、本制度が、少子化対策に係るものであることに鑑み、均等割につきましても、18 歳未満の被保険者に係る税額は全額軽減をされ、これを支えるために、18 歳以上の被保険者には、均等割に加えて、18 歳以上均等割も賦課をされることとなります。後ほどご説明をいたします。議案第 50 号専決処分の承認を求めることについてにおきまして、既に改正に必要な条文の規定を整備しておりますので、本改正では、実際の税率及び税額を規定するものでございます。なお、この税率、税額の決定にあたりましては、去る 5 月 7 日に開催をいたしました美郷町国民健康保険運営協議会にお諮りをし、委員の皆様の承認をいただいておりますことを申し添えます。それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、おそれ入りますが、新旧対照表をごらんください。1 ページ、第 9 条の 4 で、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割率を 100 分の 0.25 とし、次の第 9 条の 5 で、被保険者 1 人当たりの均等割額を 790 円。第 9 条の 6 で、18 歳以上の被保険者 1 人当たりの均等割額を 30 円。第 9 条の 7 で、世帯別の平等割額を特定世帯で 240 円、特定継続世帯で 360 円、それ以外の世帯を 480 円と規定をしております。これを受けまして、続く第 23 条、国民健康保険税の税額の規定では、第 1 項第 1 号で、保険税の 7 割を軽減する世帯について、キで、被保険者均等割軽減額を 553 円、クで 18 歳以上被保険者均等割軽減額を 21 円。ケで、世帯別平等割軽減額を、特定世帯で 168 円、特定継続世帯で 252 円、それ以外の世帯を 336 円としております。同様に、第 2 号は、5 割軽減の対象世帯につきまして、第 3 号は、2 割軽減の対象世帯につきましての規定であります。各軽減割合に対応する軽減額を規定をしております。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文をごらんください。2 ページ下段、この改正条例の附則でございます。第 1 条で、この条例は公布の日から施行するとしています。また、第 2 条では、改正後の規定は、令和 8 年度以降の国民健康保険税から適用し、令和 7 年度分までにつきましては、従来の例によるとしております。以上で議案第 44 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

次に、議案第 45 号から議案第 47 号までの予算案 3 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 45 号、令和 8 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。本補正は主に申込み多数によります尿がんリスク検査委託料、ファミリー向け移住住宅の湿気対策に係る修繕費、カヌースラローム、ワイルドウォーター特設競技場整備に係る基本設計業務費の増について計上するもので、予算額は、歳入歳出それぞれ 1475 万 3000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 79 億 1375 万 3000 円とします。それでは、補正の内容について、ご説明をいたします。歳入について、6 ページをお開きください。款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 5 教育費県補助金、節 1 社会教育費補助金、国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金、補正額 135 万 3000 円。カヌースラローム、ワイルドウォーター特設競技場整備に係る基本設計業務費の増に対する補助金で、補助率は 10 分の 10 となっております。次に、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 同基金繰入金、補正額 300 万円。このたびの補正で不足する財源を補うための繰入です。次に、款 20 諸収入、項 7 雑入、目 5 雑入、節 4 衛生費雑入、がん検診国保加入者補助負担金、補正額 40 万円。国民健康保険加入者の尿がんリスク検査に対する枠の拡大による助成金の増です。次に、歳出について説明いたします。7 ページをごらんください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、補正額 689 万 5000 円。尿がんリスク検査希望者の増に対応するための検査委託料の増額補正です。続いて、目 4 診療所費、補正額 350 万円減。国民健康保険診療所特別会計への繰出金の減です。次に、款 8 土木費、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費、補正額 650 万円。ファミリー向け移住住宅の修繕に係る経費で、(2) 床下の湿気対策のための通気口と点検口を設けます。続いて、款 10 教育費、項 7 保健体育費、目 2 体育施設費、補正額 135 万 3000 円。カヌースラローム、ワイルドウォーター特設競技場整備に係る基本設計業務において、令和 8 年度予算承認後に再見積りを取ったところ、労務単価の増額改定があり、それに基づき補正をするものです。最後に、8 ページですが、款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 35 万 5000 円。これは、財政調整基金の繰入金を 1300 万円としたことによる調整増です。以上で議案第 45 号、令和 8 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 46 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 2850 万 9000 円とするものでございます。それでは、6 ページをお開きください。歳入でございます。款 14 繰越金、

項 1 繰越金、目 2 その他繰越金、100 万円の増額でございます。令和 7 年度の国民健康保険特別会計の決算の見通しが概ね固まりつつある中、繰越金の増が見込める状況となりましたので、補正をさせていただくものでございます。続いて、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 8 保健事業費、項 2 保健事業費、目 2 疾病予備費 40 万円の増額でございます。こちらは、今年度の新たな取組みとして、先ほど一般会計の補正予算の説明にもございました尿がんリスク検査の受診希望者の見込み増による補正でございます。国民健康保険では、町一律の助成に加えて、さらに、被保険者 1 人当たり 5000 円を上乗せして助成をいたします。当初は対象者を 40 名と見込んでおりましたが、被保険者の皆さんの関心が高く、結果的に 100 名を超える申込みがございましたので、追加で、80 名分に相当します 40 万円を計上しております。続いて、款 13 予備費 項 1、目 1、いずれも予備費、60 万円の増額です。歳入の増額に合わせまして、差額分を予備費で調整しております。以上で、議案第 46 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

上程いただきました議案第 47 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 1 号につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 583 万円を追加し、予算総額を 9856 万 6000 円とするものでございます。初めに歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いいたします。款 1 診療収入、項 1 外来収入につきましては、尿で分かるがんリスク検査の対象者拡充に伴い、個人負担金及び委託料収入の増加が見込まれることから、目 5 一部負担金収入を 170 万円、目 6 その他診療報酬収入を 448 万円、それぞれ増額するものでございます。次に、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金につきましては、歳入が歳出を上回る見込みとなったため、一般会計からの繰入金を 35 万円減額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたします。7 ページをお願いいたします。款 2 医業費、項 1 医業費につきましては、尿がんリスク検査キットの増加を見込み、目 1 医療用消耗器材費を 580 万円増額するものでございます。以上で議案第 47 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 1 号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

失礼いたします。議案第 45 号の説明の中で、読み誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。6 ページをまずお開きください。款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきまして、300 万円と申しましたが、正しくは 1300 万円の誤りでした。続きまして、第 7 ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 診療所費の補正額を 350 万円と読み上げましたが 35 万円の誤りでした。申し訳ございませんでした。

●原議長

次に、議案第 48 号から議案第 60 号までの一般事件案 13 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 48 号、専決処分第 2 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号について、ご説明いたします。本補正は、歳入につきましては、交付額が確定いたしました各地方譲与税交付金の増減、特別交付税の増、国庫支出金、寄付金の増、地方債の増と、それに伴う財政調整基金繰入金の減、歳出につきましては、国の交付金を活用し実施する指定避難所の空調設備整備事業、地方債の繰上償還に係る元金、利子及び一時借入金利子を計上し、予算額は歳入歳出それぞれ 1 億 3376 万 2000 円を増額し、総額を 74 億 4835 万 7000 円とし、令和 8 年 3 月 31 日づけ専決処分としたものです。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をいたしますが、初めに、第 2 表、繰越明許費について説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。このたび追加をいたしますのは、款 9 消防費、項 1 消防費、事業名、美郷町指定避難所環境改善事業で、金額は 9260 万円です。国の地域未来交付金地域防災緊急整備型を活用し、美郷町指定避難所の空調設備の整備を行うもので、繰越しの事由は、3 月 31 日の交付決定を受け取組むため、令和 7 年度での事業着手、完了がかなわないことから繰越すものです。次に、第 3 表、地方債補正について説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。起債の目的、上から 8 行目防災対策事業債、指定避難所の空調設備の整備に係るもので、限度額を 3300 万円から 4000 万円増額して 7300 万円とし、全体の限度額を 7 億 6620 万円から 8 億 620 万円とします。それでは、補正の内容について、事項別明細書にて説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。歳入です。款 2 地方譲与税、款 3 利子割交付金、次ページに進んでいただきまして、款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 法人事業税交付金、款 7 地方消費税交付金、さらに、12 ページの款 8 環境性能割交付金、款 10 地方交付税、こちらは特別交付税となりますが、これらについては、いずれも交付額の確定による補正です。続いて、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 総務費国庫補助金、節 2 総務管理費補助金、地域未来交付金、補正額 4000 万円。指定避難所の環境整備に係る経費に対するものです。款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金、節 1 企業版ふるさと納税、補正額 210 万円。3 月中旬以降に 3 件のお申出がありご寄附をいただいたものです。13 ページへお進みください。款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 同基金繰入金補正額 620 万 1000 円減。このたびの補正予算により生じた剰余一般財源について、基金取り崩し額を減じるものです。次に、款 21 町債ですが、こちらは、先ほど、第 3 表地方債補正において説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。続いて歳出となりますが、14 ページをお願いいたします。款 9 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費、補正額 9260 万円。国の地域未来交付金を活用し、指定避難所の環境整備として、空調設備の整備を計画しております。次に、款 12 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、補正額 4013 万円。平成 27 年度において、金融機関より借入れを行いました臨時財政対

策債について、借入れから10年を経過することから、利率見直しの協議を重ねておりましたが、合意が難しいことから、31日付で全額を繰上償還いたしました。続いて、目2利子、補正額14万4000円。こちらは、先ほどの臨時財政対策債の繰上償還に係る利子10万1000円と、歳計現金不足に伴う一時借入金の利子の増4万3000円となっております。最後に、款14予備費、項1予備費、目1予備費、補正額88万8000円。これは、財政調整基金繰入金補正額の調整のための増額となっております。以上で議案第48号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第8号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第49号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分しましたので、同法第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。処分事項、美郷町税条例の一部を改正する条例、処分年月日令和8年3月31日。このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行するものであったことから、地方自治法の規定に基づき、関連する美郷町税条例につきまして、専決処分を行ったものでございます。改正の内容としましては、軽自動車税に係る環境性能割の廃止に伴う規定の整備及び固定資産税の特例措置の適用期限の延長などでございます。具体的な改正につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。1ページ、第18条の3納税証明事項から、8から9ページにかけましての第91条、原動機付自転車及び小型特殊自転車の標識の交付等並びに16ページ、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、19から20ページにかけましての附則第16条の2軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきまして、いずれも、軽自動車税の環境性能割が、令和7年度末で廃止をされたことに伴い、条例中の種別割の表記を削除するなど、文言の整理や関連する条文に所要の改正を行うものでございます。このたびの改正は、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車取得時における負担の軽減や簡素化を図るために実施をされたもので、地方税の減収分につきましては、安定財源を確保するため、具体的な方策を、現在国のほうで検討されておられます。なお、環境性能割は、自動車を購入する際に負担する税額で、例えば、軽自動車の場合は、車両価格の最大2%が課税をされておりますが、これが廃止をされるため、この部分に係る負担がゼロということになります。一方、町が町税として徴収をしております軽自動車税の税額のほうには影響はございませんので、変更がないことになります。続きまして13ページ、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、こちらでは、新築住宅に係る特例措置の拡充延長についてを規定をしております。軽減対象となります新築住宅の床面積要件の下限を、現行の50平方メートルから、40平方メートル以上に引き下げるとともに、災害ハザードエリアを適用外とする立地要件の見直しを行った上で、適用期限を5年延長するものでございます。合わせまして今回の改正に伴う用語の整理や、項ずれの修正等、所要の改正を行っております。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして、本文の

改め文、6 ページの附則をお願いいたします。第 1 条で、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしています。第 2 条では、固定資産税に関する経過措置を、第 3 条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しています。いずれも、改正後の規定につきましては、令和 8 年度以降の年度分について適用いたしまして、令和 7 年度分までは、従来の例によるとしております。以上で議案第 49 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 50 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしましたので、同法第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。処分事項美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。処分年月日令和 8 年 3 月 31 日。このたびの改正は、先ほどの税条例と同じく、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、その一部が 4 月 1 日に施行するものであったことから、地方自治法の規定に基づき、関連する美郷町国民健康保険税条例につきまして、専決処分を行ったものでございます。改正の主な内容としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援納付金の新設、国民健康保険法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げ、並びに保険税の軽減判定に用います所得基準額の見直しによるものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表のほうで、ご説明をいたします。新旧対照表 1 ページをごらんください。第 2 条、課税額、子ども・子育て支援納付金の新設に伴いまして、第 1 項に第 4 号を追加し、あわせて 2 ページの第 5 項としまして、当該納付金課税額の課税額を 3 万円とする規定を追加しております。合わせまして第 2 項で、医療分に係る基礎課税額を現行の 66 万円から 67 万円に改めます。続きまして、3 ページ、第 9 条の 4 から第 9 条の 7 を加えております。第 9 条の 4 として、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、以下同様に、第 9 条の 5 で、被保険者均等割額、第 9 条の 6、18 歳以上均等割額、第 9 条の 7、世帯別平等割額に係る条を追加しております。なお、当該条例の施行日時点では、税率、税額ともに未定でございましたので、いずれも数値のほうはゼロと規定をしております。続いて 4 ページ、第 23 条国民健康保険税の減額の規定でございます。こちらでは初めに、子ども・子育て支援納付金の新設に伴い、第 1 項第 1 号から第 3 号の各号に、片仮名のキ、ク、ケとしまして、それぞれ均等割額、18 歳以上均等割額、世帯別平等割額についての規定を追加をしております。こちらも先ほどと同様に、税額は、いずれもゼロ円としております。加えて、第 1 項では、先ほどの第 2 条の改定に伴いまして、医療分に係る保険税の限度額を 67 万円に改め、新たに、子ども・子育て支援納付金に係る限度額を 3 万円としております。これによりまして、令和 8 年度の国民健康保険税の賦課限度額の上限は、113 万円となります。5 ページ、同項第 2 号では、軽減判定所得の算定に係る被保険者の数に乗すべき金額を 5 割軽減の対象となる世帯では、35 万。失礼しました。30 万 5000 円から 31 万円に、また、同項第 3 号の 2 割軽減の対象となる世帯につきましては、56 万円から 57 万円にそれぞれ改めるものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして、本文の改め文 7 ページをお願いいたします。附則としまして、第 1 条で、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしています。また第 2 条で、改正後の規定は、令和 8 年度以降の国民健康保険税から適用し、令和 7 年度分までは、従来の例によるとしております。以上で、議案第 50 号の説明を終わります。

ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

それでは、上程いただきました議案第 51 号の財産の取得について、説明申し上げます。取得しようとする財産は、美郷町消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車 1 台です。消防団車両につきましては、消防団と協議し計画的に更新しているところです。その仕様等も統一した軽 4 輪駆動デッキバンです。取得金額は 814 万円で、取得方法は指名競争入札により、5 月 29 日に実施しています。入札参加業者は 4 者で、株式会社スエヒロ島根営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社吉谷、株式会社クマヒラセセキュリティ松江支店です。この入札により落札した株式会社吉谷と契約し、取得しようとするものです。納期につきましては、車両と調達に加え改造が必要なため、令和 9 年 3 月 31 日までとしております。配備先につきましては、浜原分団の 2 班、滝原を予定しております。以上で、議案第 51 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●原議長

番外、大和事務所長。

●永妻大和事務所長

上程いただきました議案第 52 号、財産の取得について、ご説明いたします。この議案は、現在進めております都賀長藤地域活動拠点施設の備品を取得するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産は、都賀長藤地域活動拠点施設備品で、会議テーブル 39 点、会議の椅子や事務用椅子 192 点、キャビネット等の収納庫合わせまして 258 点の購入となります。取得金額は、1015 万 3000 円。取得の相手方は、美郷町別府 106 の 7 有限会社山崎教具店 代表取締役 山崎 勝司です。取得の方法は指名競争入札で、指名業者は、山崎教具店、樋原文具店、株式会社大川清風堂、株式会社原商、株式会社エスティックの 5 社で、そのうち 3 社が辞退をされております。以上で、議案第 52 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●吉村建設課長

上程いただきました議案第 53 号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。この議案につきましては、町内の簡易給水施設 16 施設の指定管理の更新に関するものでございます。指定管理者については、設置当初から、地元の運営団体が指定管理者として施設の管理運営を行っております。令和 8 年 6 月 30 日をもって現在の指定管理期間が満了することから、同じ運営団体に対し、令和 8 年 7 月 1 日から、令和 18 年 6 月 30 日までの 10 年間、指定管理者の指定を行うものです。表中の公の施設名所及び指定管理者の指定を受ける団体の名称につき

ましては、説明を省略させていただきますので、お目通しいただきますようお願いいたします。以上で議案第 53 号の説明をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●三上企画推進課長

それでは、上程いただきました議案第 54 号について、ご説明をさせていただきます。美郷町未来へつなぐ町づくり計画について、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく、美郷町議会基本条例第 11 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。まちづくりの基本方針となる自治体の総合的な計画については、地域主権改革のもと、計画策定及び議会の議決を経るかどうかは、それぞれの自治体の判断に委ねられることとなっております。そして、美郷町議会基本条例においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びに基本計画の策定、または変更については、議会の議決を経ることと定められております。今回上程いただきました計画は、美郷町第 2 次長期総合計画の次期計画と位置づけていることから、議会基本条例に規定する議決が必要な計画にあたるかと考え、まず、庁舎内の総合計画推進本部会議において内容を検討し、検討結果を民間有識者で組織する美郷町総合計画審議会にてお諮りをいたしました。これらの審議を踏まえ、今回提案させていただくものです。まず計画の名称についてでございます。これまでは、第〇〇次長期総合計画という名称をつけておりましたが、今回の計画は、もっとやわらかいイメージを持っていただくものとして、美郷町未来へつなぐまちづくり計画といたしました。性質としては、これまでの総合計画と同様の性質を持つものです。それでは計画書の 5 ページに記載しています体系図をもとに、全体のご説明させていただきます。5 ページをごらんください。これまでの長期総合計画では、基本構想、基本計画、実施計画の 3 部構成としておりましたが、この度から、基本構想と基本計画を一つにして、本計画としております。また、これまで実施計画として、多くの事業を記載し、それぞれに数値目標を設定していたものから、今回は、人口減少対策や、町の活気づくりに資すると考える第 2 章、第 1 編の部分についてのみ、実施計画、いわゆるアクションプランを策定し、数値目標を設定することとしています。また、体系図の第 2 章、第 2 編及び第 3 編のアクションプランについては、各担当課で様々な計画を策定していることから、その計画をアクションプランとすることとしています。美郷町のまちづくりは、これまで、第一次長期総合計画や、第 2 次長期総合計画を基本に実施してきましたが、新計画では、これらを継承しつつも、国の地方創生 2.0 が示すように、今後は、人口が減少していくという時代の潮流を正面から受け止めた上で、まちづくりを進めていくという新しい理念を追加しています。それでは、5 ページの表、左側、赤枠の部分、第 2 章、第 1 編から第 3 編までをそれぞれ説明させていただきます。初めに第 1 編、人が集い、仕事と子育てを応援するまちへです。ここでは、1、移住・定住、地域間交流の促進、2、産業の振興・雇用の確保・観光振興、3、結婚・出産・子育て支援の充実、4、地域における情報化・先進技術の活用 of 4 つの分野でまとめており、主に人口減少対策や町の活気づくりにつながる分野として、今後の実施方針を記述しています。次に第 2 編、健康で文化的で、教育が充実したまちへです。ここでは、5、生活環境の改善、6、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、7、健康づくりの推進と

医療の確保、8、教育の振興、9、地域文化の振興・芸術活動の振興の5つの分野でまとめており、町民の生活に関わる部分と、子どもの教育や社会教育等に関する実施方針を記述しています。最後に第3編、安全安心と持続可能なまちへです。10、集落の維持と人材育成、11、交通施設の整備、交通手段の確保、12、財政可能エネルギーの利用推進、13、防災・防犯対策、14、持続可能な行財政運営の5つの分野でまとめており、地域機能の維持や、町民の安全安心、行政の効率化と、財政の健全化などについて記述しています。以降のページにつきましては、先ほどご説明しました14の分野ごとに現状の課題、その対策方針について、記載をしております。かなり膨大になりますので、詳細につきましては、全員協議会にて、改めてご説明をさせていただきます。以上、議案第54号、美郷町未来へつなぐまちづくり計画の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

上程いただきました議案第55号から議案第60号についてご説明いたします。議案第55号から議案第60号の美郷町農業委員会委員の任命の提案の理由及び内容についてでございますが、本年7月31日に任期が満了します美郷町農業委員について、農業委員会等に関する法律により、本年8月1日からの新たな農業委員について選任しましたので、法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。農業委員の募集につきましては、令和8年3月2日から4月24日までの間、実施をいたしました。その結果、6名の定員に対し、6名の推薦がございました。その後、5月1日に候補者評価委員会による評価を行い、美郷町長にその結果を報告し、結果のとおり決定が行われ、このたびの議会において同意を求めるため、議案上程となりました。それでは、上程いただきました議案第55号から説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました西嶋伸介氏は、住所、島根県邑智郡美郷町比敷11番地13、生年月日昭和61年2月5日でございます。提案理由は、法律第8条第5項第1号の認定農業者である個人という条項に該当するとして、選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第56号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました多久聡氏は、住所島根県邑智郡美郷町石原139番地、生年月日、昭和32年6月10日でございます。提案理由は、法律施行規則第2条第1号、チの農業についての知識及び経験を有し、地域の指導的立場にある者という条項に該当するとして、選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第57号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました樋ヶ隆行氏は、住所島根県邑智郡美郷町小松地146番地、生年月日、昭和44年7月12日でございます。提案理由は、法律第8条第5項第1号の認定農業者である個人という条項に該当するとして選任をいただきました。

続いて、上程いただきました議案第58号について説明いたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました新田晋太郎氏は、住所、島根県邑智郡美郷町都賀本郷428番地16、生年月日、昭和60年1月24日でございます。提案理由は、法律施行規則第2条第1号への農業者である個人であって、当該農業委員会の区域において中心的な役割を果たすことが認められるものという条項に該当するとして選任をいたしました。

続いて、上程いただきました、議案第 59 号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました烏田裕一氏は、住所島根県邑智郡美郷町粕渕 357 番地 1、生年月日、昭和 57 年 3 月 16 日でございます。提案理由は、法律第 8 条第 5 項第 1 号の認定農業者である個人という条項に該当するとして選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第 60 号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました、大草美智江氏は、住所島根県邑智郡美郷町石原 98 番地、生年月日、昭和 35 年 1 月 23 日でございます。提案理由は、法律第 8 条第 6 項の農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者という条項に該当するとして、選任をいたしました。なお、このたび選任いたしました委員の任期でございますが、法律で定められている 3 年とし、本年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まででございます。また、委員と同じくして募集をいたしました農地利用最適化推進委員につきましては、法律第 17 条により、農業委員会が委嘱することとなり、新たな農業委員により、8 月 1 日以降に委嘱されることを申し添えさせていただきます。以上、議案第 55 号から議案第 60 号までの、本年 8 月 1 日からの新たな美郷町農業委員会委員の選任について、議会の同意を求めますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、3 日に日程をとりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は 3 日水曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

なお、この後、11 時 15 分から、この場におきまして全員協議会を開きますので、よろしくをお願いをいたします。

(散 会 午 前 10 時 59 分)